

広島市水道局週休2日交替制工事試行要領
(土木工事及び配管工事) (R6.6)

Q & A

目次

Q 1	対象期間は、どの期間なのか。	1
Q 2	対象となる技術者及び技能労働者とは誰のことか。	2
Q 3	現場従事開始日とは、どの日を指すのか。	3
Q 4	現場従事完了日とは、どの日を指すのか。	3
Q 5	休日率の算定方法はどのようにするのか。	4
Q 6	どのような場合に週休2日交替制工事とするのか。	4
Q 7	週休2日交替制を希望する場合に提出する工事打合せ簿にはどのようなことを記載するのか。	4
Q 8	現場掲示のサイズはA3ではないのか。	5
Q 9	休日率の確認はどのように行うのか。	5
Q 10	現場閉所日（休工）はどう扱うのか。	5
Q 11	工期変更となった場合、対象期間はどうなるのか。	5
Q 12	必ず設計変更するのか。	5
Q 13	設計変更すると減額となるのか。	6
Q 14	複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。	6
Q 15	最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。 ...	6
Q 16	土木工事標準単価は補正の対象となるのか。	6
Q 17	見積単価は補正対象となるのか。	6
Q 18	水道局単価「労務費及び資材単価表」に掲載している不断水T字管、不断水T字管(耐震型)、不断水挿入管路断水器及び視覚障害者誘導標示(溶融式)(シート式)の工事費は補正対象になるか。	7
Q 19	労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。	7
Q 20	「設計業務委託等技術者単価」は、なぜ労務費の補正対象とならないのか。 .	7
Q 21	災害や事故等で行った作業は補正係数の対象となるのか。	7
Q 22	休日率ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。	8
Q 23	週休2日交替制を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうするのか。 ..	8
Q 24	アンケートの提出は必須ではないのか。	9
Q 25	「評定の対象にならないものについては」とあるが、評定の対象とならないものとはなにか。	9
Q 26	「週休2日交替制工事成績証明書」は必ず発行するのか。	9
Q 27	「週休2日交替制工事」と「週休2日工事」の違いはなにか。	10

(定義) 第2条関係

Q 1 対象期間は、どの期間なのか。

A 1 現場に従事する対象となる技術者及び技能労働者（以下「対象者」という。）ごとの現場従事開始日から現場従事完了日の翌々日までの期間のうち**連続して14日間（休日含む。※含まれる休日は連続7日未満とする。）以上現場従事する期間**とし、次の期間を除いた期間です。

なお、施工体制台帳に記載されている工期外を対象期間とすることはできません。

①年未年始休暇6日間（12月29日から1月3日（変更可））

夏期休暇3日間（8月13日から8月15日（変更可））

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

④災害時の緊急対応等により休工となる期間

⑤連続7日以上現場従事しない期間（①～④の期間を含む場合は①～④の日数を除く。期間始めの2日間は直前の従事期間の休日取得日とし、連続7日以上の間には含めない。）

⑥連続現場従事期間が14日間（休日含む）未満の期間（①～④の期間を含む場合は①～④の日数を除き現場従事日数が14日未満の期間）

※連続7日以上非従事期間がある場合、工程（対象期間）を区切ります。

従事完了日後の2日間は休日取得日として対象期間とします。

例1 ①～⑥の期間がない場合（全て対象期間）									
従事	休日	従事	休日		従事	休日	従事	休日	対象日数 32日
5	2	5	8		5	1	4	2	
			2	6					休日日数 13日
32（工程1）									
対象 ※1			対象 ※2		対象 ※3				

※1：工程中の従事最終日の翌々日までを休日取得日とする

※2：連続非従事期間が直前従事期間の休日取得日を減ると7日未満で対象（工程を区切らない）

※3：工程を区切らないため、14日以上となり対象

例2 ①～④の期間の前に休日取得していた場合											
従事	休日	従事	休日		年未 年始	休日	従事	休日	従事	休日	対象日数 30日
5	2	5	6		6	2	5	1	4	2	
			2	4							
30（工程1）										休日日数 11日	
対象 ※2			対象 ※1		除外	対象 ※1		対象 ※2			

※1：年未年始の前後の休日数が4+2=7日未満なので連続工程となり、対象

※2：工程を区切らないため、14日以上となり対象

例3 ①～④の期間の始期日直前まで従事していた場合											
従事	休日	従事	一時中止		従事	休日	従事	休日	従事	休日	対象日数 34日
5	2	5	20		6	2	5	1	4	2	
			2	18							
34 (工程1)											
対象 ※1			除外		対象						

※1：一時中止直前まで従事しているため2日間を休日取得日とする

例4 ⑤⑥の間がある場合（一部が対象期間）											
従事	休日	従事	休日		従事	休日	従事	休日	従事	休日	対象日数 15日
5	3	5	9		5	1	4	2			
			2	7							
15 (工程1)			7		12 (工程2)						
対象 ※1			対象外 ※2		対象外 ※3						

※1：工程中の従事最終日の翌々日までを休日取得日とし、14日以上なので対象

※2：連続非従事期間が直前従事期間の休日取得日減じても7日以上なので対象外（工程を区切る）

※3：区切られた工程が14日未満なので対象外

例5 ⑤⑥の間のみの場合（対象期間なし）											
従事	休日	従事	休日		従事	休日	従事	休日	従事	休日	対象日数 なし
5	2	3	9		5	1	4	2			
			2	7							
12 (工程1)			7		12 (工程2)						
対象外 ※1			対象外 ※2		対象外 ※3						

※1：工程中の従事最終日の翌々日までを休日取得日としても14日未満なので対象外

※2：連続非従事期間が直前工程の休日取得日減じても7日以上なので対象外（工程を区切る）

※3：区切られた工程が14日未満なので対象外

Q2 対象となる技術者及び技能労働者とは誰のことか。

A2 週休2日交替制工事の対象となる技術者及び技能労働者とは、施工管理を行う者及び建設現場の直接的な作業を行う労働者のことで、施工体制台帳に記載がある元請け及び下請けの労働者のうち、連続して14日（休日取得日含む）以上現場従事する労働者を対象とします。（A1の例を参照してください。）

なお、交通誘導警備員は対象外とします。

Q 3 現場従事開始日とは、どの日を指すのか。

A3 週休2日交替制工事における「現場従事開始日」とは、対象者が工事目的物の施工に係る現場作業(直接工事費及び準備費として積上げ計上されているもの)に従事する最初の日をいいます。ただし、対象者の「現場従事開始日」以降に連続7日以上非従事期間が発生した場合は、非従事期間初日の前日をそれまでの工程における「現場従事完了日」とし、非従事期間経過後の最初の現場従事日を次の工程における「現場従事開始日」とします。(※連続7日以上非従事期間が発生した場合、対象期間を区切ります。)対象期間は、工程ごとの連続現場従事日数が14日間(休日含む)以上であるか否かによって判定してください。

(A1の例を参照してください。)

なお、「現場従事開始日」を対象者の休日取得日とすることはできません。

Q 4 現場従事完了日とは、どの日を指すのか。

A4 週休2日交替制工事における「現場従事完了日」とは、対象者が工事目的物の施工に係る現場作業(後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。)に従事する最終日をいいます。ただし、対象者の「現場従事開始日」以降に連続7日以上非従事期間が発生した場合は、非従事期間初日の前日をそれまでの工程における「現場従事完了日」とし、非従事期間経過後の最初の現場従事日を次の工程における「現場従事開始日」としてください。(※連続7日以上非従事期間が発生した場合、対象期間を区切ります。)また、対象期間は、工程ごとの連続現場従事日数が14日間(休日含む)以上であるか否かによって判定してください。

なお、「現場従事完了日」後の2日間は対象者の休日取得日とし、連続7日以上現場従事しない期間の判定日数には含めません。

(A1の例を参照してください。)

【A1、A2、A3、A4の要点】

- ・対象期間は休日取得日を含めて連続14日以上工程のみ(14日未満の工程は無視)
- ・対象者は休日取得日を含めて連続14日以上現場従事した者のみ(誘導員は対象外)
- ・直前従事期間の休日取得日を除いて連続7日以上現場非従事期間がある場合は対象期間を区切る
- ・現場従事開始日は休日取得日とすることはできない
- ・現場従事完了日後の2日間は休日取得日とする(連続7日以上現場非従事期間判定には含めない)ただし、施工体制台帳に記載された工期外となる場合は不可

Q 5 休日率の算定方法はどのようにするのか。

A 5 対象者ごとに休日取得日数÷対象日数で求めた率（（％）小数第2位四捨五入）を合算して対象者の人数で除したものが休日率です。

(例)

会社名	対象者	対象日数	休日取得数	個別休日率	平均休日率
〇〇工業	A	150	40	26.7	146.9÷5人 ≒29.4% 28.5%以上 達成
//	B	120	35	29.2	
■管工	C	80	23	28.8	
//	D	90	26	28.9	
//	E	60	20	33.3	
計				146.9	

(対象工事) 第3条関係

Q 6 どのような場合に週休2日交替制工事とするのか。

A 6 広島市水道局が発注する土木工事及び配管工事は「週休2日工事」での発注を基本とし、「週休2日工事」の受注者が、実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することを希望し、休日の証明方法等について発注者の承諾を得た場合に「週休2日交替制工事」として実施することとなります。

(実施方法) 第4条関係

Q 7 週休2日交替制を希望する場合に提出する工事打合せ簿にはどのようなことを記載するのか。

A 7 工事着手前に以下のことについて具体的に記載して提出してください。

- ①対象者の休日を確保するための施工体制について
- ②対象者ごとの休日取得日及び現場従事日を証明する方法（提示物）について
- ③現場代理人が休日取得する際の施工体制及び現場連絡員の連絡先等について

※これらの事項について、発注者の承諾が得られるまでは現場着手出来ません。

Q 8 現場掲示のサイズはA 3ではないのか。

A 8 A 4サイズ横以上に見直しました。ただし、A 3サイズでも問題はありません。

(実施報告) 第5条関係

Q 9 休日率の確認はどのように行うのか。

A 9 対象期間終了後に受注者が提出する「休日取得状況表（施工様式-60）」及び対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料（A 7② 受注者が定め、発注者が了承したもの）により確認します。

なお、施工期間途中において発注者が休日取得状況の確認を求める場合には、受注者は確認できる資料の提出または提示に応じなければなりません。

Q 10 現場閉所日（休工）はどう扱うのか。

A 10 対象期間中の対象者の休日としてください。

Q 11 工期変更となった場合、対象期間はどうか。

A 11 工期変更した場合は、必要に応じて対象者ごとの対象期間を変更してください。

(経費等の補正) 第6条関係

Q 12 必ず設計変更するのか。

A 12 「週休2日工事」と「週休2日交替制工事」は補正対象及び補正係数が違うため、必ず設計変更します。実施方法を変更した時点で休日率28.5%であったものとして変更契約をし、最終変更時に実績の休日率が28.5%未満であった場合、実績の休日率に応じた設計変更を行います。

Q 1 3 設計変更すると減額となるのか。

A 1 3 「週休2日交替制工事」は、機械経費（賃料）・共通仮設費率・市場単価及び水道用資材等価格調査業務により決定している工事費が補正の対象外であり、補正係数も異なるため、休日率の実績が28.5%以上であっても減額となります。

Q 1 4 複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。

A 1 4 最終変更時において実績の休日率に応じて設計変更を行います。

Q 1 5 最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。

A 1 5 最終変更時点の実績による休日率をもとに受注者と発注者で協議のうえ、工事完了日までの見込みにより設計変更を行います。

なお、工事完了後は速やかに対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料の提示又は提出に併せて「休日取得状況表（施工様式-60）」により休日率の確認をします。

Q 1 6 土木工事標準単価は補正の対象となるのか。

A 1 6 土木工事標準単価は補正対象となります。ただし、「週休2日工事」とは補正係数が異なります。

Q 1 7 見積単価は補正対象となるのか。

A 1 7 歩掛見積りについては補正対象となりますが、単価見積りについては補正対象外となります。

Q 1 8 水道局単価「労務費及び資材単価表」に掲載している不断水T字管、不断水T字管(耐震型)、不断水挿入管路断水器及び視覚障害者誘導標示(溶融式)(シート式)の工事費は補正対象になるか。

A 1 8 不断水T字管の工事費は、水道事業実務必携(歩掛)に基づき決定しているため、補正対象となります。

ただし、(A 1 3)にもありますが、水道用資材等価格調査業務により決定している不断水T字管(耐震型)、不断水挿入管路断水器、視覚障害者誘導標示(溶融式)(シート式)の工事費は補正対象となりません。

Q 1 9 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。

A 1 9 基準額に週休2日交替制以外の補正係数及び週休2日交替制の補正係数を乗じ端数処理(10円未満切捨て)します。

- (例)条件：・普通作業員
・夜時間制約(夜1)
・休日率28.5%以上

補正後の労務費

$$\begin{aligned} &= \text{労務単価(基準額)} \times \text{時間的制約補正} \times \text{夜間補正} \times \text{週休2日交替制補正} \\ &= 18,300\text{円} \times 1.14 \times 1.5 \times 1.05 \\ &= 32,857.65\text{円} \Rightarrow 32,850\text{円(端数処理)} \end{aligned}$$

Q 2 0 「設計業務委託等技術者単価」は、なぜ労務費の補正対象とならないのか。

A 2 0 「設計業務委託等技術者単価」は直接人件費のため、労務費の補正対象とはなりません。(例：家屋調査費(事前調査費)、鉄筋探査等)

Q 2 1 災害や事故等で行った作業は補正係数の対象となるのか。

A 2 1 災害や事故等の作業について、当該工事において設計変更により計上した場合、単価(金額)見積りにより計上したものは補正の対象となりませんが、標準歩掛や歩掛見積りにより積算したものは補正の対象となります。

Q 2 2 休日率ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。

A 2 2 次のとおりとなります。

休日率	積算システム補正条件
21.4%以上 25.0%未満	補正あり（交替制4週6休以上）
25.0%以上 28.5%未満	補正あり（交替制4週7休以上）
28.5%以上	補正あり（交替制4週8休以上）

（工事成績評定）第8条関係

Q 2 3 週休2日交替制を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうするのか。

A 2 3 休日率28.5%（8日/28日）以上を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」の「その他」及び「創意工夫」の項目で評価します。

【監督員用】

（審査項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理）

- 休日の確保を行なっている。
- その他 [理由：技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休の割合以上の休日の確保を行っている。]

※本要領に基づく休日率が28.5%以上となった場合、上記2事項両方で評価する。

（審査項目別運用表 別紙-1③ 5. 創意工夫 I. 創意工夫 【働き方改革】）

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。

※本要領に基づく休日率が28.5%以上となった場合、上記事項で評価する。

【工事担当課長用】

（審査項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 II. 工程管理）

- 週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。

※本要領に基づく休日率が28.5%以上となった場合、上記事項で評価し、本細別は、**原則 a 評価**とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。

(アンケート調査等) 第9条関係

Q 2 4 アンケートの提出は必須ではないのか。

A 2 4 発注者が依頼した場合のみ協力いただくこととしました。

(施工実績) 第11条関係

Q 2 5 「評価の対象にならないものについては」とあるが、評価の対象とならないものとはなにか。

A 2 5 工事完成時の請負金額が250万円未満の工事及び管理者が評価について必要でないと認めた工事のことです。

なお、週休2日の対象工事として発注していない工事は実績とはなりません。

Q 2 6 「週休2日交替制工事実績証明書」は必ず発行するのか。

A 2 6 評価を行わない工事において、検査合格後に受注者が希望する場合に発行します。

(その他)

Q 2 7 「週休 2 日交替制工事」と「週休 2 日工事」の違いはなにか。

A 2 7 「週休 2 日工事」が「現場」を対象としているのに対して「週休 2 日交替制工事」は「人」を対象としており、「対象期間」や「休日」の考え方及び管理方法が違います。主な違いは以下のとおりです。

項目	週休 2 日工事	週休 2 日交替制工事
達成判定	原則、土日に現場閉所し、対象期間の現場閉所達成率で判定 (100%以上で達成)	対象者ごとの対象期間における休日取得率を平均した休日率で判定 (28.5%以上で達成)
労務費補正	○	○
機械経費(賃料)補正	○	×
共通仮設費率補正	○	×
現場管理費率補正	○	○
市場単価補正	○	×
土木工事標準単価	○	○
水道用資材等価格調査業務による 工事費の補正	○	×
実施方法の変更	週休 2 日交替制工事 に変更可	なし